

## 日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

## 第二部 労働運動

## 第三編 農民運動

## 第一章 農業情勢の転換と農民戦線の分裂

## 第四節 供出闘争

一、供出の強行と農村の飯米不足 四七年度産米の供出成績は、天候不順その他による生産減退にかかわらず、例年以上に良好で四八年一月には供出率九〇%を突破した。しかしこれは割当が緩和されたためではなく、当局の「督励」が大いに農民の「供出意欲」を刺激したためと見るべきであって、保有米を割ってハダカになっても、一応は割当量は完納すべしという建前が全国的にとられたからである。生産縣たる新潟においては、供出後ほとんど全縣各村において還元米の要求が行われる状態であった。四七年の還元米量の実績は七一万石余であったが、四八年においては五〇〇万石に達する要求が提出され政府当局を当惑させた。

四七年度産米のこのような供出事情は、当然に農村内部とくに小貧農層に食糧不足、そして当然に社会不安を激化させることとなった。たとえば新潟縣において縣当局が応急用に還元配給した米が農村では「治安米」と称されたことを見ても、その間の事情は想像されよう。事実四八年当初は単作地帯農村の多くの農民はカユをすすりつつ農耕したという信ぜられぬ事実や供出後飯米の残り少ないため農家の主人が自殺するという悲惨事すら見られたのである。都市においては、代替食糧をいれて、ともかく「満配」を実行し、前年まで繰りかえされた年初から六月にかけての遅欠配の累増、それを克服せんとする食料デモ等の市民闘争が、今年は一応緩和され未然に防止されるかに見えた。それは一方において輸入食糧の放出と他方における供出の強化によって可能となったのであるが、食糧不足と社会不安を緩和し、労働攻勢をそらし、犠牲を農業と農民に転嫁せんとする巧妙なる政策でもあった。ちなみに、外国産食糧の輸入は、一九四六年一四万トンから四七年には一二七万トンに急増し、四八年にはさらに一六四万トンに達しているが、これは切迫した食糧事情の緩和に役立ちはしたものの、やがて四九年以降になると、国内購買力の減少による農産物販路の縮小のため、農家のヤミ売りの余地をせばめヤミ価格の低落をひきおこし農業恐慌状態を呈することとなるのであるが、四八年はまさに転換点といえることができる。

しかし四八年後半期の都市食糧事情は決して満足すべきものではなかった。ふたたび遅欠配は通例的現象となり、かくて食糧不安は労働攻勢に拍車をかけ、国鉄、全官公の賃金闘争は芦田内閣の基礎をゆり動かししたのである。

二、米価問題 供出問題の重大性は米価をどこで決定するかの問題としても現われている。米価問題はいかなる量の米を供出せしめるかの問題につらなると同時に、一般的物価体系の中にしめる米価の重要性からして、これをどこに公定するかは、場合によって大きな政治的な意義を持つてくる。四七年度産米価の決定はまさにこのような重要性を帯びるに至った。全官公の要求する賃金ベース五、二〇〇円に対し、政府は三、七〇〇円ベースを押しつけんとし、他方石当り一、七五〇円米価の改訂に際して三、一六〇円を公定して低賃金の維持をはからんとしたのである。都市の労働攻勢に対応して、農村からは正味四、五〇〇円米価を要求する農民の声が、あるいは全国農民大

会で、あるいは全国農民代表者会議の決議として政府に提出され、その後実行委員会による長期交渉戦によって芦田内閣は苦境に追いこまれることとなった。政府の米価公定方式(パリティ計算)自体にすでに多くの問題がふくまれている上に「物価と賃金の安定」という政治的考慮によって決定される低米価が、米の生産費をすら償い得ないことは、農民団体の提出する生産費調査資料によって明かにされている時、農民側を納得せしめることは、日農副委員長野溝勝氏を国务大臣として持つ芦田内閣にとっても、極めて困難であった。その上に本年度の所得税は前年にまして重く、六、三制校舎新築にともなう寄付金等農民負担の圧迫によって、すでに「農村インフレ」の幻想は急速に吹き飛びつつあり、かくて農村においてはひとり貧小農のみならず、富農的農民にいたるまで、経営悪化に直面して反政府的空気が濃化して行ったことはあやしむに足りない。

三、「食確法」の成立 政府の供出方式は四八年より流通統制から生産統制への性格を強めて来た。いわゆる事前割当方式の採用で一種の作付統制、生産責任制に外ならない。それは四八年より、主食中心の供出強化を免れんとして農民が有利な商品作物への作付転換や部分的には耕作放棄等によって消極的に経営を防衛せんとする傾向が現われており、これを強力的に阻止し、あくまで主食生産供出の確保をはからんとする政府の対策に外ならない。これはやがて政府が「食糧事情安定のため主食農産物の生産及び供出を確保するため公正且つ計画的にその生産数量及び供出数量の割当を行う」「食糧確保臨時措置法」の国会上程となって現実化するのであるが、民主的政党はじめ日農、全農、農青連にいたるまで、政府の天下りの供出割当、強権的生産統制に反対してたたかった。しかし七月二〇日ついに「食糧確保臨時措置法」は施行され、これにもとずき従來の食糧調整委員は農業調整委員となり新に選挙されることになり、ここに農民組織は農調委員選挙闘争を展開することとなった。「食確法」はその後第二次吉田内閣によって一部改正される事となり、農民側の反対運動は激烈を極めるのであるが、それについては後章において記述する。

四、日農の態度 さて低米価による強権供出に対して農民闘争はいかにたたかわれたか。すでに四七年春、強権発動に対して正面から反対し「報償物資」に関しては「富農政策」なりとして取消しを要求し、また肥料その他生産資材の完全配給を要求してたたかった日農は、四七年秋から四八年にかけても供出闘争を全面的に推進組織し、とくに四七年一〇月総司令部覚書にもとずき政府の決定した三、五〇〇万石の事前割当に対しては、「本来の主張たる耕作農民の自主的供出を守り農業再生産に必要な一切の施策の実行」を政府に要求した(日農本部通達三四、一九四七・一〇・一四)。

さらに四七年秋の東北関東地方の大水害に関し、政府に対して水害応急対策、恒久対策を要請するとともに、各地に新たな供出闘争を展開した。農民はあらゆる悪条件を克服して供出完遂に努力したのであるが、天下り割当の絶対的過重と、割当の不均衡はその完全な実現を阻止するものであり、日農本部も再び政府に対して次のように要請せざるを得なかった。

「割当会議の遅延は政府の調査並に計画の不備による割当の過重不均衡に基因している。従ってその責任は一に政府にある。…我々はあらゆる犠牲をしのんで之が遂行のため努力するが、若し政府にして何らの対策なく之を強行せんとするならば反動的官僚地主勢力は機械的な割当を強行して生産者たる農民を塗炭の苦しみに陥らしめ供出の完全遂行を困難ならしむるのみならず、増産意欲を喪失せしめ…ここに於て我々民主的な産米供出総合対策の樹立と、それが急速なる実施を要請する…」(四七・一〇・一一)

宮城、山形、秋田、長野、新潟、茨城、富山、岡山、愛媛はじめその他各地の日農連合会各支部は、これら中央の運動に応じて土地の一筆調査、かくし田摘発、地力調査、食糧調整委員会の民主化、割当の公表、還元米の要求等々を強力に行った。供米闘争はかくて地力調査、かくし田摘発等の土地闘争と結合して闘われていった。

四八年に入ると共に、日農はまず政府の事前割当数量に対する反対態度を表明し、この方針にもとずき新潟、宮城、茨城、富山各地方において事前割当反対の闘争がたたかわれ、各地の農民大会に動員された農民は数十万人に達した。

七月二〇日食確法の施行に対しては、日農本部は「この法律はその精神においては必ずしも反対するものではないが、現在のような非民主的な政府とこれにつらなる一連のボス反動勢力の存する限りその運用の面においては即ち現段階においては賛成できない」と反対意見を表明した。そして「食糧確保臨時措置法施行に伴う農業調整委員の選挙の件」(局報、二三・八・一四)をもって選挙闘争を供出闘争の一環として展開することを指示し、これにもとずき北海道、宮城、山形、福島、東京、茨城、福岡等各地に供米闘争がたたかわれ、新潟、宮城、長野、富山各縣では多数の日農関係者が農業調整委員に当選した(一九四九年、日農第三回大会一般報告二八頁による)。

米価問題に関しては、日農は「いかなる方法によるにせよ農業の再生産を確保し而も利潤ある価格の決定」を目標としており、当然にパリティ方式による低米価に反対し、各連合会は協同組合等と連絡して生産費調査を行い、それにもとずき妥当な米価を要求することになった。

四八年度産米価の決定に際しては、日農は農業復興会議はじめ各団体と協議し次の要請を發した。

「二三年産米生産者価格に関しわれわれは九月一日現在物価を基礎として算出した米価は正味一石当り三、九四七円である事実より推定し一〇月一日現在物価を基礎として決定すべき新米価は正味一石当り四、二〇〇円以上たることを政府に要請する」(通達八八号、四八・九・二四)

かくて各団体と共同して、全国農民大会、農民代表者会議を通じて長期執拗な交渉要請をなしたが、芦田内閣はついに三、五九五円の低米価を公定発表した。日農はこれに対し、次のように態度を表明した。

低米価に対する日農の抗議(四八・一〇・一五)

…わが日本農民組合は…一石四、二〇〇円以上たることを要請したにも拘らず、政府は一方的に新米価を決定し、全国耕作農民の要望をじゅうりんし去ったのである。政府決定の三、五九五円という低米価は断じて農民生活を保証する価格ではない。従って今後の施策に万全の措置を講ぜざる限りこの新米価を以てしては供出の完遂、課税の完納等に重大なる支障を来すものであろうことを茲に附言し、政府の一方的な措置に対して我が日本農民組合は全国耕作農民の名によって嚴重に抗議する。

このようにして「政府の米価決定に関する全農民団体の切実なる要望に対する独断的専制的態度に対して最後の決意を示し『反動政府打倒、民主政府樹立』への態度をいよいよ明確にしたのである」(日農第三回大会一般報告、三一頁)

このほか「米価変更に対する差益金返還闘争」「報償物資と報償金に対する闘争」等が中央、地方を通じてたたかわれた。

なお四八年に入ると、野菜の生産過剰が全面的現象となり、その価格は一般に(公)を割って低落した。日農宮城縣連、東京都連より野菜統制撤廃の要望があり、日農本部も政府に対して価格保証の要請をなしたが、農業経営は、税金、供出などいわゆる国家独占資本主義的収奪の強行にあって漸く恐慌の様相を強くし、やがてそれは四八年末「経済九原則」の実施による日本経済の轉換期に入るとともに本格的に農業恐慌を深化させ、これにともない供米闘争もまた新たなる情勢に直面して困難の度を加えて行くのであるが、それについては後章にゆずる。四八年度米価に関する中央の闘争については本章の「全国農民代表者会議」の項を参照されたい。

## 五、主要な供出闘争の事例

### ○青森縣水元村

日農に結合した農民は四七年度供米割当が不当に重いとして事前割当を返上し、また村長、助役らボス連中のかくし田一八町歩を摘発して再割当を行った。さらに農民組合は村民大会をひらき土地の一筆調査により等級を決定し、民主的な供出体制を確立した。

### ○富山縣杉原村

四八年度産米事前割当に関し村長、村役場書記と検査員の悪辣な収奪政策に対し、日農支部は、人権と農民生活を守るために闘い、ついは一貧農の死の抗議をもって闘争は高潮に達した。

### ○埼玉縣浦和市

日農統一派を中心に結成された全縣下五市六〇町村の食糧調整委員会事前割当補正協議会は水害、立枯病害による三七万石減収を認めるよう縣当局に要求し、この要求の認められぬばあいには割当を返上し総辞職すると決議し、当局と交渉した。

### ○新潟縣木崎村

四七年産米のハダカ供出によって飯米不足となった農家に対する治安米、手当米を要求、四ヵ月分七五〇石を還元せしめたが、六月以降は地方事務所の確約がないため、日農統一派と主体派その他各団体共同で「飯米獲得税金適正交渉委員会」を結成し、ほとんど毎日代表者は当局と交渉し、還元米の獲得はもとより、税金適正化についても相当な成果をあげることができた。

### ○山梨縣一宮村

四八年四月三〇日二〇〇名の「転落農家」は主食の遅欠配に耐えきれず、リアカーをもって村の食糧倉庫に押しかけ、一方地方事務所に主食の配給を要求して一時は陰悪な空気をみせた。また山梨縣では、日農や共産党細胞の組織の全くない村でも食糧配給を要求する農民大会等が各地にひらかれ、その内のあるものは配給改善のための恒常的闘争組織をつくってたたかった例もある。

### ○福岡縣鞍手郡

鞍手、遠賀、直方郡ほか数郡の農民代表五〇名は四八年十一月日農縣連書記長らと共に水害、病虫害による供出割当災害補正について縣当局と交渉し、(イ)割当再補正を中央に要求する、(ロ)超過供出を奨励しこれを災害補正にまわす、(ハ)調整米を災害補正にまわす、(ニ)災害地の課税減額を縣当局として税務当局に要求する、等の約束を得ることができた。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---